

参考資料 2－3
令和7年9月19日
第1回個人情報保護
政策に関する懇談会

令和8年度 個人情報保護委員会 重点施策

令和7年8月
個人情報保護委員会

個人情報の適正な取扱いと国民の安心・安全の確保に向け、個人情報保護法の円滑かつ適切な運用等、個人情報及び特定個人情報の取扱いにおける安心・安全の確保、国際連携の強力な推進、デジタル社会における個人情報リテラシーを高めるための広報・啓発を柱として、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益の保護を推進する。

1 個人情報保護法の円滑かつ適切な運用等

委員会は、「個人情報の保護に関する基本方針」(平成16年4月2日閣議決定、令和4年4月1日一部変更)及びその推進等のための「個人情報等の適正な取扱いに係る政策の基本原則」(令和4年5月25日個人情報保護委員会)も踏まえ、個人情報保護制度の司令塔として、個人情報等(個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報をいう。以下同じ。)を取り扱う各主体における官民や地域の枠又は国境を越えた個人情報等の適正な取扱いに関し、個別の政策や事業活動等の企画立案や実施等において、総合調整や監視・監督等の役割を果たす。

また、個人情報等を取り巻く新たな課題に対応するため、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の改正案について、「経済財政運営と改革の基本方針2025」(令和7年6月13日閣議決定)等を踏まえ、早期に結論を得て提出を目指す。

くわえて、国内外における個人情報等の保護・利活用に関する動向や関連する技術に関する動向等を引き続き的確に把握し、外的環境の変化に即応した個人情報保護制度の今後の運用や見直し等につなげる。

(1) 個人情報保護法の見直し

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年法律第44号。以下「令和2年改正法」という。)附則第10条の規定を踏まえた法の見直しに関して、全体としてバランスのとれた形での法の改正案について、「経済財政運営と改革の基本方針2025」(令和7年6月13日閣議決定)等を踏まえ、早期に結論を得て提出を目指す。

(2) 個人情報等の適正な利活用の推進

① 個人情報等の適正な利活用に向けた最新技術の動向等に関する実態調査

近年のAI等による多種多様かつ膨大なデータの収集・分析等の容易化・高度化や、セキュリティリスクの高まりなど、デジタル技術の飛躍的な進展による個人情報等を取り巻く環境の急速な変化を踏まえ、個人の権利利益への影響やリスクを把握するため、個人情報等の取扱いに関する最新技術の動向等について調査を行う。

②PPCビジネスサポートデスクによる利活用相談支援

PPCビジネスサポートデスクの活動を通じて民間事業者から寄せられる法解釈の相談に適切に対応するとともに、個人情報等の適正な利活用方法について積極的に情報発信し、個人の権利利益の保護の要請と民間事業者における個人情報等の利活用の要請を両立させる。

(3)民間事業者の自主的取組の推進

民間事業者における、リスクベースでの個人の権利利益の保護に向けた適切なデータガバナンスを確保する取組を促進するため、例えばPIA(Privacy Impact Assessment)の過程で評価したリスクに対応するためのPETs(Privacy Enhancing Technologies)等の技術の活用などを含めた、民間事業者の自主的取組に係る課題等の実態把握等に関する調査・検討や、データガバナンス体制実現のために必要とされる人材のスキルセット等に関する調査・検討を行う。

(4)認定個人情報保護団体制度の普及・活性化

認定個人情報保護団体(以下「認定団体」という。)の活動水準の更なる向上のため、認定団体連絡会、民間事業者を対象とした研修会等における情報提供を引き続き行うほか、令和2年改正法で創設された企業の特定分野に限定した活動を行う団体を認定する制度の周知等、認定団体の活動の充実に取り組む。

(5)行政機関等における個人情報保護法の円滑かつ適切な運用に関する取組

行政機関等(国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を指す。以下同じ。)における法の円滑かつ適切な運用のため、行政機関等に係る規律について、その施行状況調査等を行う。また、行政機関等に対する助言や照会への回答、制度運用に資する情報の提供、地方公共団体の機関の実務に即した研修の実施等、行政機関等における個人情報等の適正な取扱いを確保するための幅広い支援を行う。

(6)国内外における関連動向等の把握

個人情報等を取り巻く新たな課題に対応するため、個人情報等の適正な取扱いに関する諸外国の法制度や、個人情報等を取り巻く最新の動向等を把握するための調査等を行う。

(7)有識者、ステークホルダー等を通じた実態把握

「個人情報保護政策に関する懇談会」を開催し、広く各界の有識者やステークホルダーと継続的に意見交換を行い、併せて個人情報保護政策に関し相互理解を促進するとともに、より包括的なテーマや個人情報保護政策全般についての検討に資するよう、国内外における個人情報等の保護・利活用の動向や関連技術の動向等を的確に把握していく。

(8) デジタル化の進展等に対応するための体制整備

デジタル化の進展や、AIの急速な普及をはじめとした技術革新、技術の社会実装の動向等を踏まえ、技術的観点から今後の個人情報保護政策の在り方を検討し、個人情報等を取り巻く新たな課題に対応するために必要な体制を整備する。

また、外部研修への参加、関連資格の取得支援、リスキリングへの支援、他機関への出向等により、事務局職員の能力向上を図り、飛躍的な進展を遂げるデジタル技術や高まるセキュリティリスクに対応できるデジタル人材の育成・確保に努める。

2 個人情報及び特定個人情報の取扱いにおける安心・安全の確保

個人情報及び特定個人情報の適正に取り扱われることにより、国民の安心・安全が確保されるよう、効果的かつ効率的な監視・監督に向けた取組の強化を図る等、個人情報及び特定個人情報の取扱いに係る各種取組を拡充する。

(1) 個人情報及び特定個人情報の取扱いに関する効果的・効率的な監視・監督の実施

個人情報及び特定個人情報の不適切な取扱事案や漏えい等事案の報告等があった場合においては、各事案について効果的かつ効率的に発生原因、再発防止策等の調査・分析を行い、機動的に指導・助言、報告徴収・立入検査等の監視・監督権限を行使するほか、同種の事態が起きないように必要に応じて注意喚起等を行う。また、諸外国のデータ保護機関における執行事例の分析等を行う。

(2) 監視・監督システムによる特定個人情報の不適切利用の早期発見と抑止強化

情報提供ネットワークシステムにおける情報照会状況について、今後の対象業務の拡大や件数の増加に柔軟に対応するため、分析手法の継続的な検証、修正及び改善を行うことで、監視・監督システムによる情報提供ネットワークシステムの監視を適切に実施し、特定個人情報の不適切利用の早期発見と抑止を図る。

(3) 安全管理措置に係る啓発の推進

地方公共団体に対し、個人情報及び特定個人情報の紛失・漏えい事故が発生した想定で初動対応訓練を実施し、担当者の意識・能力向上を図る。

また、個人情報及び特定個人情報の取扱いについて、安全管理措置に関する研修用の教材を作成・配布することや研修等を実施することを通じて、民間事業者や行政機関等の担当者等の啓発を行う。

(4) 特定個人情報保護評価制度の適切な運用

国の行政機関、地方公共団体等の評価実施機関に対し、必要な指導・助言、周知等を行うとともに、国の行政機関等の全項目評価書について、適正に審査・承認を行う。また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第2項の規定に基づく特定個人情報保護評価指針（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号）の3年ごとの再検討を行う。

(5) 「デジタル・ガバメント」に対応した、マイナンバーの独自利用事務の情報連携の活用促進

国民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化等に資するため、地方公共団体におけるマイナンバーの独自利用事務の情報連携について、制度

や効果の周知等を通じて活用促進を図る。

(6)総合的な案内所の充実等

民間事業者及び行政機関等における個人情報等の取扱いに関する問合せに対応する総合的な案内所の充実を図る。さらに、法に関する質問に常時対応可能なチャットボットサービスについても、引き続き、利便性向上に取り組む。

3 国際連携の強力な推進

日本では、委員会が中心となって、個人情報保護及びプライバシーの分野における米国・欧州及びASEAN等の各国・地域の関係機関等との協議を通じたDFFT(信頼性のある自由なデータ流通)の推進及び具体化に取り組んでおり、引き続き、排他的なアプローチには与せず、関係各国及び地域の多様な個人情報保護制度や国際枠組みを尊重しながら、相互運用性のある国際環境の実現を目指す。

(1) 個人情報を安全・円滑に越境移転することができる国際環境の構築

米国・欧州及びASEAN等の各国・地域の関係機関等との協議を通じたDFFTの推進及び具体化のため、事業者が個人情報を安全かつ円滑に越境移転することを支援し、また、そのニーズ等に応じて複数の選択肢から最適な越境移転スキームを選ぶことができる国際環境の構築を推進していく。同時に、グローバル規模の越境データ移転ツールの開発を目指し、グローバルスタンダードの形成に取り組む。

具体的には、①我が国と実質的に同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有する関係各国及び地域との相互の円滑な個人データ移転枠組みである相互認証の更なる発展、②グローバル越境プライバシールール(CBPR)フォーラムを中心に、国際的な企業認証制度の普及を促進、③グローバルなモデル契約条項の導入を目指し、段階を踏みながらグローバル規模でニーズ、先行事例等の調査を実施、④無制限なガバメントアクセス等の個人情報保護を取り巻くリスクについて、OECDプライバシーガイドラインへの反映に向けた議論の継続、に取り組む。

(2) 関係各国及び地域との国際的な協力関係の強化及び構築

関係各国及び地域との枠組みにおいて、個人情報保護に関する法制度及び執行状況に関する情報交換並びに協力関係の強化に関する議論等を行うことで、グローバルな政策立案の場に参画するとともに、国境を越えた執行協力体制を強化する。

くわえて、事業者による越境事業活動の展開や同データ移転の増加に対応するため、二国間及び多国間における協力関係の強化及び構築を進めていく。

(3) 国際動向の把握と情報発信

関係各国及び地域のデータ保護機関並びに個人情報保護関連の民間団体及び専門家とのネットワークの構築及び発展を目指すとともに、技術革新及び社会的課題等への対応について、関連情報又は問題意識に関する情報交換を図り、世界の最新の動向を踏まえ、我が国の政策立案に活かしていく。

また、委員会が収集した情報(特に、企業のニーズを把握した上で、海外の個

個人情報保護法制に関する情報)や委員会における取組については、国境を越えて活動する事業者が利用しやすいように、かつ、関係各国及び地域のデータ保護機関等や海外の有識者等の理解が深まるように、効果的に情報発信をする。

(4)国際業務体制の基盤強化及び国際業務に従事する職員の人材育成

関係各国及び地域のデータ保護機関等との対面での定期的なコミュニケーションや情報収集等のため、既に派遣している在外公館のほか、海外への幅広い職員派遣を検討する。また、国際業務に従事する職員の人材育成として、プレゼンテーション、ファシリテーション、情報収集等の能力向上を図っていく。

4 デジタル社会における個人情報リテラシーを高めるための広報・啓発

デジタル社会において個人情報等が適正に取り扱われるよう、監視・監督活動や相談対応等を通じて把握した課題について、民間部門、公的部門双方の個人情報保護制度に関する司令塔として情報発信を行う。

また、消費者・生活者をはじめとして、広く国民を対象に、個人情報リテラシーを高めるための広報・啓発活動を訴求対象に応じて効果的に展開する。さらに、関係団体と連携した周知等、広報・啓発の充実を図る。

(1) 法制度の内容の周知及び個人情報保護制度に関する司令塔としての発信力強化

デジタル社会において個人情報保護制度を理解し、個人情報等を適切に取り扱うことは民間部門、公的部門ともに重要である。

委員会が個人情報保護制度に関する司令塔として、積極的な情報発信を含め、広報活動を展開するとともに、行政機関、地方公共団体、民間事業者や関係団体とも緊密に連携し、法制度の意義や個人情報等の取扱いについて、各主体の研修機会での情報提供や解説動画の配信等、多様な媒体を用いて周知・啓発に積極的に取り組む。

(2) 安全管理措置に係る啓発の推進(再掲)

地方公共団体に対し、個人情報及び特定個人情報の紛失・漏えい事故が発生した想定で初動対応訓練を実施し、担当者の意識・能力向上を図る。

また、個人情報及び特定個人情報の取扱いについて、安全管理措置に関する研修用の教材を作成・配布することや研修等を実施することを通じて、民間事業者や、行政機関等の担当者等の啓発を行う。

(3) 「個人情報リテラシー」を高める広報・啓発活動を訴求対象に応じて効果的に展開

広く国民を対象に、「個人情報を考える週間」の設定と集中的な広報活動により、個人情報の重要性について意識の向上を促す等、消費者・生活者、子ども等の各層に対して、訴求対象に応じた効果的なコンテンツやメディアを活用しつつ、国民の「個人情報リテラシー」を高める取組を推進する。

特に子どもについては、主に小中学生を対象とした個人情報保護の大切さを伝える出前授業、子ども向け広報キャラクターを活用した情報発信等を実施するとともに、更なる子ども向け啓発の取組の充実を図るための検討を行う。